

ともろう通信



No.28
2020年6月発行

ともろう
共朗生 — 共に朗らかに生きていきたい!

★ともろう通信は、NPO 法人男女共同参画こしがやともろうの機関誌です。

事業：①男女共同参画関係施設受託事業②男女共同参画の推進を担う人材養成事業
③情報提供、調査研究事業④自立支援・相談事業⑤子どものための自立支援事業



「新しい生活様式」の実践が進められる中での新年度にあたって

入梅の候、新型コロナウイルスと共存する「新しい生活様式」に不自由さもありますが、まず、自分の身は自分で守ることが、ウイルスを拡大させないことと心得、日々過ごしております。

会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

令和2年度の総会は正会員の皆様に「みなし総会」の形で議案をご審議して頂き、すべての議案について同意を頂き、新年度がスタートしました。

さて、歴史を辿ると古より結核、天然痘、ペスト、インフルエンザ等いろいろな感染症が流行しました。原因も治療も十分に確立されていなかった時代には、感染症のパンデミックは国の社会構造を変化させたり、一つの文明を滅亡させたり歴史を変えるほどの影響を及ぼしてきたようです。

この度の新型コロナウイルスによるパンデミックも世界中の社会を揺るがすものになるのでしょうか。国内でも毎日、大小を問わず個人商店・企業・各種経営者の破綻や危機状態、又、生活困窮のニュースが流れています。女性活躍推進法と絡めて「非正規雇用の女性たちの苦境」の特集も組まれていました。又、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、災害時に対する取り組みも課題になっています。

一方、暗いニュースばかりだけではなく、アイディアを出し合って、危機状態から上向いていく様子も紹介されています。

ここで注目されるのがWEB上の様々な情報機器です。既に、取り組みは進められているところですが、新型コロナウイルスを契機として社会全体でデジタル化、オンライン化が急速に進んできています。「困難な状況」・「新しい生活様式」に対応するため様々な業種で一気に取り組みがはじまり、その様子が紹介されています。

「ノマドワーク」「リモートワーク」「ギグワーク」「パラレルワーク」「ふるさと副業」「テレワーク」「ワーキングスタイル」「キャパシティ」「フローチャート」「オンデマンド」「アーカイブ」「アセスメント」「ダイバーシティ」「ガジェット」「サムネイル」「アナリスト」「アウトソーシング」「ズーム」e t c . . . 。今はこのような言葉を理解し、自分に合った選択肢をいち早く見つけることが困難を乗り越える一つのきっかけになるのかと考える昨今です。

それにしても、コロナに関連した多額の予算のツケが間もなく私たちの暮らしに回ってくることでしょう。

ここで、認定特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろうの活動も団体のミッションを踏まえ、新時代への転換期における様々なひずみの解決も含めて、会員の皆様と共に取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

令和2年6月

認定 NPO 法人男女共同参画こしがやともろう代表理事 駒崎美佐子

追伸 昨年度、予定をしておりました「ともろうカフェ」

講座「公文書とは？」～モリカケ、サクラと公文書管理法～

講師 小川千代子さん(国際資料研究所代表)の開催をいたします。

別紙にご案内させていただきますのでぜひ、ご参加をおまちしております。



報告 令和2年度 定期総会について

6月 認定 NPO 法人男女共同参画 こしがやともろう理事 島津美弥子

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」をはじめ、越谷市の施設では3月28日から貸館を中止しました。

そのような中で、認定 NPO 法人 男女共同参画こしがやともろうは、令和2年度定期総会を5月25日（月）に市民活動支援センターで開催する予定でしたが、開催場所の確保が困難なこと、会員の皆さまにお集りいただくことへの感染の危険に鑑みて、埼玉県共助社会づくり課からの助言をいただき、「みなし総会」を行うことにいたしました。

「みなし総会」とは特定非営利活動促進法第十四条の九に定められた 「会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされるもの」です。

こしがやともろうでは、5月14日に正会員21名に、提案事項を示した総会議案書とともに同意書を送付しました。おかげさまで正会員21名全員の同意をいただきました。

ここに「みなし総会」の決議がなされたことを皆さまにご報告申し上げます。

「総会承認・議決事項」

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 令和元年度活動報告の件 |
| 第2号議案 | 令和元年度事業会計収支計算書、監査報告の件 |
| 第3号議案 | 令和2年度事業計画の件 |
| 第4号議案 | 令和2年度事業会計予算の件 |
| 第5号議案 | 定款変更に関する件 |
| 第6号議案 | 役員改選に関する件 |

(1) 第3号議案 事業計画 次ページに掲載

- ①毎年行われる七夕フェスタへの参加が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- ②昨年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止になった「ともろうカフェ」の開催

(2) 第5号議案 定款の変更

- ①貸借対照表の公告の方法の一部変更

特定非営利活動促進法（第28条の2第1項）の改正に伴い

「貸借対照表の公告についてはこの法人(こしがやともろう)のホームページに掲載して行うこと」を追加規定した。

②みなし総会の規定の追加（特定非営利活動促進法第14条の9）

今後、今回の不測のような事態が生じて、みなし総会を行う場合の規定を追加した。

第4章 総会

（総会の議決）

第26条 第1項から第3項まで略

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第28条 第1項及び第2項略

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電子メールにより同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 第6号議案 役員改選について

令和元年度までの役員は任期満了のため、役員改選を行いました。

代表理事1名、理事9名、監事1名 全員再任になりました。



「ほっと越谷」の利用者
さんからいただきました。
パールリボンをつけて
くださるところがさすが

アマビエ

肥後の国（現在の熊本県）の海中に住み、疫病から人々を守って
くれるという妖怪（諸説あります）

事業の実施に関する事項（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定人 数	受益対象者 の範囲及び 予定人数		支出見込 み額 (千円)
男女共同参画関係 施設受託事業	越谷市男女共同参画 支援センター受託事 業	通期	ほっと越谷	9人	市民 団体	20,000 人	29,400
男女共同参画推進 を担う人材養成事 業	男女共同参画に関す る講師派遣事業	通期	地区センター など	6人	市民	100人	96
情報提供、調査研 究事業	会報誌の発行	年3回	事務所	2人	会員 市民	300人	26
	ともろうホームペー ジ運営	通年	事務所	2人		50人	82
	七夕フェスタオープ ニングイベント（中 止）	6月	さくら広場 ほっと越谷		市民		0
	東京家政大学実習生 受入れ	未定	ほっと越谷	3人	家政 大学生	10人	20
	男女共同参画推進フ ォーラム	8月	独法) 国立女 性教育会館	2人	理事		10
	センター職員と理事 との研修（中止）	4月	ほっと越谷		職員 理事		0
	ともろうカフェ	年1回	ほっと越谷	2人	理事 市民	40人	34
自立支援・相談 事業	生きづらさを感じて いる女性の心とカラ ダのサポート事業	年3回	ほっと越谷	2人	市民 理事	40人	20
	ゆったりカフェ (4・5月中止)	月1回	ほっと越谷	3人	市民 理事	50人	52

生きづらさを抱えた女性の支援事業「ゆったりカフェ」報告

6月 認定NPO法人 男女共同参画こしがやともろう 理事 坂本雅子

令和元年度、「ゆったりカフェ」は、月に1回土曜日11回開催しました。

◎参加総数：64名

◎参加動機：チラシに惹かれて参加してみたくなった。チラシをもらった。

「ほっと越谷」にたまたま来たら開催日だったので参加した。

ホームページや友人の情報で来た。

◎参加しての感想：この時間は心が静かになり今までにない体験。安心して話をする事ができる。話をゆっくり聴いてもらえる場所。話すのも聴くのも楽しい。お茶を一緒に飲むとほっとする。私の仲間ともこんな場所を創っていきたい。自分の住んでいる所に無いので探して見つけた。担当メンバーがいつもいるので安心できる。

◎「ほっと越谷」の講座に参加した方も「ゆったりカフェ」に参加し、「ゆったりカフェ」に参加した方が「ほっと越谷」の講座に参加して、相互の繋がりがみられました。

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3・4・5月は中止となりました。

女性のためのゆったりカフェ

～～話したり、聴いたり、聴いてもらったら、気持ちは軽くなる～～

女性の方どなたでも、ふらり、ぶらりとお越しく下さい。「ゆったりカフェ」は、ひとりひとりを大切にして、安心安全の場となるよう、4つの約束をしています。

1. お互いを尊重する
2. 相手の話をよく聴く
3. 相手を非難しない
4. 発言しなくてもいい

令和2年度開催日（月1回 土曜日）：6/27 7/25 8/22 9/26 10/24 11/28
12/26 1/23 2/27 3/27

開催時間：13：30～14：30

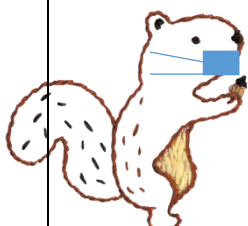
開催場所：ほっと越谷セミナールーム

参加費：無料（各自飲み物をご持参ください）

（予約制ではありません。自由にご参加ください）



<お願い>マスクを着用して参加してください



担当理事：駒崎美佐子
荒井ひとみ
坂本 雅子

連絡先：090-8441-0284

「新しい生活様式」の実践について

更新日:2020年5月28日

厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例が示されました。感染拡大を予防するため、「新しい生活様式」の定着にご協力ください。

「新しい生活様式」の実践例

1 一人ひとりの基本的感染対応

感染防止の3つの基本:(1)身体的距離の確保、(2)マスクの着用、(3)手洗い

- ・人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)**空ける。
- ・遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- ・会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用。
- ・家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・**手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

こしがやともろうからのお願い ★正・賛助会員になって活動を支えてください

正会員 年額 10,000円 賛助会員 年額 一口 2,000円

郵便振替口座 00120-1-447817

加入者名 NPO法人男女共同参画 こしがやともろう

●寄附のみも受け付けております

男女共同参画こしがやともろうは認定NPO法人です。

ご寄付は税金の控除を受けることができます。

(発行 ・ お問い合わせ)

認定特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう
〒343-0026 埼玉県越谷市北越谷 2-21-8

電話 080 - 3246 - 3540

Eメール tomorou@hot-koshigaya.jp

ウェブサイト <https://koshigaya-tomorou.or.jp>

